

生活困窮者自立相談支援事業にかかるスタッフ募集！

一般社団法人愛媛県労働者福祉協議会では、本年4月から施行された「生活困窮者自立支援法」における「生活困窮者自立相談支援事業」と「一時生活支援事業（シェルター運営）」について、愛媛県からの委託を受け、事業を実施しております。当該事業に協力いただけるスタッフを以下の条件で募集しておりますので、生活困窮者支援に興味があり、お手伝いしてみたい方におかれましては、お気軽にご応募、お問い合わせください。

1. 事業名

- 「愛媛県生活困窮者自立相談支援事業」(相談窓口名称：きずな相談室)
- 「愛媛県一時生活支援事業」(シェルター事業)

2. 事業内容

「愛媛県生活困窮者自立相談支援事業」(相談窓口名称：きずな相談室)

本年4月からスタートした生活困窮者自立相談支援事業にかかる相談窓口を運営しています。生活困窮されている方の相談に対し、アセスメントを行い、その方の自立にむけた支援プランの策定や、それに伴っての伴走型の支援を行っています。

「愛媛県一時生活支援事業」(シェルター事業)

民間のアパート1室を借り上げ、一定の住居を持たない生活困窮者を対象とした「緊急一時宿泊所（シェルター）」の運用をおこなっています。生活困窮者の状況に応じて、食糧や日常生活を営むのに必要となる物資の貸与または提供を行い、生活困窮者が安定した生活を営むための支援を行います。

3. 仕事内容

現在、上記2つの事業について1名の相談支援員を配置し、取り組んでいます。

業務の主要な部分は、生活困窮されている方から、相談があった際の、面談による状況の聞き取り、それに伴う自立にむけた支援策の検討、支援策に沿った支援、アセスメントシートへの記録が主要な業務になります。

シェルター運用にかかる業務については、スタッフが常駐して生活困窮者の方の身の回りのお世話をするわけではありませんので、多くの業務があるわけではありませんが、一日一回の身元安否確認のための電話対応と、シェルター入居・退去にかかるお部屋の利用に関して同行業務があります。

4. 労働条件

勤務時間	平日/月曜日～金曜日 9:00～17:15 (土日祝日休み)
勤務場所	愛媛県松山市宮田町125番地2 愛媛労福協会館3F
雇用形態	有期雇用(10ヵ月/H28年3月末迄)
賃金	日給6600円(月払い) パートタイム勤務の場合は時給910円
加入保険	雇用・労災・健康・厚生
募集人員	1名

5. 勤務場所

愛媛県松山市宮田町 1 2 5 番地 2 愛媛労福協会館 3 F (きずな相談室)

シェルターについては非公開 (松山市内)

シェルター運営についてはスタッフ常駐ではありません。

6. スタッフの募集について

現在 1 名の専属の相談員を配置しておりますので、当該相談員と協力をしながら、「3. 仕事内容」にある業務にあたっていただけるソーシャルワーカー、他専門家の方を募集しています。

(社会福祉士等の資格を希望しますが、なくても実務経験があればご応募ください)

勤務時間は 9 : 0 0 ~ 1 7 : 1 5 で、原則定時で終業できる職場です。

パートタイム勤務や、曜日勤務についても、ご希望があれば検討しますので、賃金等労働条件は必ずしも恵まれていないかもしれませんが、「やってみたい!」「手伝いたい!」という方は、是非お気軽にお問い合わせください。よろしくお願いたします。

7. その他

応募については、下記事務局担当：福岡までご連絡ください。

また、ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせいただければ幸いです。

(スタッフ募集申込み連絡先)

一般社団法人愛媛県労働者福祉協議会 事務局 (担当：福岡達弥)

TEL 089 - 946 - 2296

E-mail e-roufuku@leo.e-catv.ne.jp

H P <http://ehime.roufuku.net/>

相談センターHP <http://www.ehime-kurashi.net/>